

7 福総組第 8 6 3 号
令和 8 年 3 月 2 日

(退職手当関係)
各 市 町 村 長
様
各一部事務組合管理者

福島県市町村総合事務組合
管理者 星 學
(公 印 省 略)

令和 8 年度概算負担金報告書の提出について (依頼)

このことについて、市町村職員の退職手当に関する条例施行規則 (以下「規則」という。)
第 3 条第 1 項の規定に基づき概算負担金報告書 (第 6 号様式) を作成し、本年 4 月 10 日
(金) までに提出願います。

なお、当該報告書の作成に当たっては、別紙「概算負担金報告書記入の留意点」に留意願
います。

(事務担当 総務課 佐藤 電話 024-522-2373)

概算負担金報告書記入の留意点

1 提出方法等について

(1) データにより提出

- ① 「負担金関係入力シート」に入力し、メール等により提出すること
(令和8年2月6日付け7福総組第778号にて通知済み)
- ② 入力シートは別添又は当組合ホームページに掲載
- ③ 「負担金関係入力シート」に記載の注意事項を参照すること
- ④ 入力不備を削減するために各入力シートにロック等の制限を設定しているため、解除、変更等を行わないこと
- ⑤ 当組合システムにおいて提出されたデータを読み込むため、Excel ファイルの状態
で提出すること (PDF 等に変換しないこと)
- ⑥ 別途印刷したものの提出は不要

(2) その他

- ① 規則第3条第2項の規定に基づき「概算負担金の4分の1の額」を第1期から第4
期に分けてそれぞれ納入することとなっている
(概算負担金が4で割り切れない額となった場合には、当該額を4で割った1円未満
の端数の合計を第4期に加算して調整)
- ② 当該報告書中、「②負担率」を乗じて算出された「③概算負担金」の1円未満の端
数は、切り捨てる(「⑤事務費」の1円未満の端数についても同じ)

2 提出期限

令和8年4月10日(金)〔期限厳守〕

<参考>

	区 分	負担率	事務费率
特別職	市 町 村	327	2
	病 院 組 合	290	2
一般職	市 町 村	135	2
	一 部 事 務 組 合		
	病 院 組 合		

※表中の数字は、全て千分率。

